

国勢調査 質問回答【特別調査区(社会施設, 病院)】

●国勢調査とは何か。

A.国勢調査は、国の最も重要な統計調査で、住民票などの届出に関係なく、本年10月1日現在でそこに住んでいる人すべてを調査するものです。

●国勢調査の意義, 目的は。

国勢調査は5年に1度、国の人口などを調査する目的で実施され、国の最も基本的で重要な統計調査であるとされています。国勢調査の結果は、行政の少子高齢化対策や都市計画などのほか、企業や研究機関の市場調査など、様々な分野で活用されています。

●調査の対象は。

A.10月1日現在、受持ち調査区内にいる人で、社会施設では、「すでに3か月以上住んでいる人」及び「3か月以上にわたって住む予定の人」が対象になります。

病院では、「すでに3か月以上入院している人」及び「病院以外に住居を持たない人」が対象になります。

上記に当てはまらない人は、原則として社会施設・病院では調査せず、自宅のある場所で調査されます。

●住民票を自宅のままにしている入居者は、施設で調査対象になるか。

A. 国勢調査は住民票などの届出に関係なく、現在住んでいるところで調査の対象になります。

●ショートステイ施設だが、3か月以上入居している人は調査対象になるか。

A. 施設の類型にかかわらず、3か月以上入居している、もしくはその予定である場合、自宅ではなく施設で調査対象になります。

●世帯番号の決め方は。

A.社会施設・病院では、原則として、棟ごとに1世帯とします。例えば、「A棟・B棟」が存在する場合は、それぞれ世帯番号を「1・2」と決め、調査区要図と調査世帯一覧に記入します。

例外として、老人ホームなどで、夫婦が一部屋に入居している場合は、その他の入居者と分けて一つの世帯とします(※夫婦以外が一部屋に入居している場合は他の入居者と一緒に1世帯とします。夫婦で別の部屋に入居している場合も、他の入居者と一緒に1世帯とします。)

また、母子生活支援施設の場合は、入所する母子ごとに一つの世帯とします。

また、サービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の場合は、集合住宅と捉え、部屋ごとに一つの世帯とします。

●1世帯(1棟)に複数の入居者がいるが、世帯の代表者はどのように決めるのか。

世帯の代表者はだれでも構いません。調査票の質問項目6「世帯主との続き柄」では、任意の一人を「世帯主又は代表者」とし、その他の入居者を「その他」とします。

●調査票の内容で、本人も調査員も分からない項目があれば、空欄でよい。(特に質問項目11「5年前にはどこに住んでいましたか」が分からない場合が想定される。)

A.入居者の家族に尋ねるなど、できる限り回答いただくようお願いします。

●宅配された調査用品の中に、市区町村コード、調査区番号、世帯番号が印字された調査票が1枚ずつしか入っておらず、入居者の人数に足りないので困っている。

A. 印字のない調査票を、およそ入居者の人数分(前回調査結果に基づく)お入れしていますので、1枚目を印字ありとして、2枚目以降は印字のない調査票を使用してください。もしくは、印字ありの調査票を使用せず、すべて印字のない調査票でも結構です。

●入居者の情報を調査票に4人ずつ記入してはダメなのか。

A. 入居者ひとりひとりに配布して、記入してもらうことを原則としているため、お1人につき1枚渡してください。ただし、調査員がすべての入居者を取りまとめて調査票に代筆する場合は、1枚に4人ずつ記入しても結構です。

●調査世帯一覧の裏面「集合住宅情報」の記載は必要か。

A. 原則として必要ありません。調査区の中にサ高住が存在する場合は記載してください。